明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕　一
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁九六）
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二九六～二九九）
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件（同三〇〇）
○衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件（同三〇一）
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件（同三〇二）
○衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件（同三〇三）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（法務四二一、四二二）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一三四六～一三五八）
○保安施設地区の指定をする件（同一三五九）
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛一五九）
○道路に関する件（中部地方整備局一一八）
○道路に関する件（北海道開発局一一二、一一三）

〔人事異動〕
内閣　法務省　海上保安庁　最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
産業
日本工業規格（経済産業省）
標準仕様書（TS）の公表について（同）　四

国家試験
第五十二回原子炉主任技術者試験口答試験合格者（文部科学省・経済産業省）　七
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　八

〔資料〕
機械受注統計調査報告（平成二十二年六月）（実績）（内閣府）　八

〔公告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、法人解散命令処分、買収前の所有者等への売払い、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九
地方公共団体
公債抽せん（東京都区）、教育職員免許状取上げ処分・失効関係　九
会社その他
会社決算公告　九

告示

○金融庁告示第九十六号
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。　九
平成二十二年八月二十日
金融庁長官　三國谷勝範
第一条中第四十五号を削り、第四十六号を第四十五号とし、第四十七号から第九十八号までを一号ずつ繰り上げる。

○総務省告示第二百九十六号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。　一〇
平成二十二年八月二十日
総務大臣　原口　一博
一　名称　平成二十二年度地対艦ミサイル実射訓練部隊
二　国外派遣期間　平成二十二年八月二十二日から平成二十二年十一月二十三日まで
三　派遣人数（概数）　百人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○総務省告示第二百九十七号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。　二
平成二十二年八月二十日
総務大臣　原口　一博
一　名称　平成二十二年度ホーク・中SAM実射訓練部隊
二　国外派遣期間　平成二十二年八月二十一日から平成二十二年十二月十七日まで
三　派遣人数（概数）　百人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州　三